

## 松山市役所本庁舎エレベーター内（ポスター）広告掲出事業募集要項

松山市役所本庁舎エレベーター内（ポスター）広告掲出事業にかかる募集内容については、この要項によるものとする。

### 1. 広告掲出場所

松山市役所本館 1～5号機のエレベーター内の壁面。エレベーター 1 基を 1 枠とし、1 枠につき最大 2 枚のポスターを掲出することができる。

### 2. 広告媒体規格

B 2 サイズ縦（縦 7 2 8 mm×横 5 1 5 mm）× 2 枚

### 3. 広告掲出期間

1 ヶ月単位とし、連続掲出期間は最長 1 2 ヶ月（4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日まで）とする。また、広告主が撤退するまで年度ごとに、申請と許可を更新する。

### 4. 広告掲出料（消費税及び地方消費税を含む。）

1 機につき、月額 8, 3 8 0 円。

1 機に 1 2 ヶ月連続して広告を掲出する場合は 9 2, 1 8 0 円とする。

※広告掲出料は消費税及び地方消費税の改正により変動するものとする。

### 5. 掲載基準

松山市広告事業実施要綱

松山市広告掲載基準

松山市施設内広告掲出取扱要領

### 6. 募集期間

随時。受付は先着順とし、広告枠が無くなり次第終了とする。募集状況は松山市役所管財課のホームページに掲載。

### 7. 提出書類

広告掲載申込書

## 8. 提出方法

広告掲出開始希望月の前月15日（閉庁日の場合はよく開庁日）までに、9の担当部署に郵送又は持参。

※郵送の場合は、担当部署に書類が届くのに時間がかかります。

## 9. 担当部署

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2

松山市役所 理財部 管財課 庁舎管理担当 電話089-948-6258

## 10. その他

- (1) 広告主は、広告の内容等、掲載される広告に関する一切の責任を負うこととする。
- (2) 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決すること。
- (3) 広告の内容については松山市の指示に従うこととする。
- (4) 「松山市広告事業実施要綱」「松山市広告掲載基準」「松山市施設内広告掲出取扱要領」及びその他松山市の広告関連規定を守ること。
- (5) 節電対策のためエレベーターを停止する場合がある。